

守口市事業活動継続支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛等による売上減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えすることを目的とする守口市事業活動継続支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 次号に規定する法人及び第3号に規定する個人をいう。
- (2) 法人 次のアからカまでに掲げる法人（イからカまでに掲げる法人にあつては、職員、社員又は使用人の数が100人以下であるものに限る。）をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第12項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者である法人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - カ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (3) 個人 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者である個人事業主をいう。
- (4) 市内事業者 守口市内に事業所を有している法人及び個人をいう。
- (5) 対象期間 令和3年1月から同年12月までの期間をいう。
- (6) 対象月 対象期間のうち、支援金の申請の対象とする月をいう。
- (7) 比較期間 対象期間の前年又は前々年の同期間をいう。
- (8) 比較月 対象月の前年又は前々年の同月をいう。

- (9) 設立 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条第2項第1号に規定する設立をいう。
- (10) 開業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する国内において新たに事業所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けることをいう。
- (11) 合併 会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定による合併をいう。
- (12) 分割 会社法その他の法律の規定による分割をいう。
- (13) 法人化 個人が実施する事業を設立した法人において継続して実施する場合における設立をいう。
- (14) 事業承継 事業を行っていた個人から他の個人が事業を承継することをいう。
- (15) 設立等 設立、開業、合併、分割、法人化及び事業承継をいう。

（給付対象者）

第3条 支援金の給付の対象となる中小企業等（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 令和3年3月31日（以下「基準日」という。）及び申請日時点において営業の実態がある市内事業者であること。
 - イ 基準日の翌日から令和3年12月31日までに合併、法人化及び事業承継（以下「合併等」という。）をし、申請日時点において営業の実態がある市内事業者（当該合併等を行う前の中小企業等（以下「前企業等」という。）に、基準日時点において営業の実態がある市内事業者を含む場合に限る。）であること。
- (2) 別表第1の左欄に掲げる市内事業者の区分に応じ、同表の中欄に定める売上額が、同表の右欄に定める売上額と比べて30パーセント以上減少していること。ただし、月当たりの売上額の変動が大きい等の理由により、これによりがたい市内事業者については、別表第2の左欄に掲げる市内事業者の区分に応じ、同表の中欄に定める売上額が、同表の右欄に定める売上額と比べて30パーセント以上減少していること。
- (3) 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和3年大阪府規則第5号）に規定する協力金の支給を受けていないこと。
- (5) 大阪府大規模施設等協力金支給規則（令和3年大阪府規則第82号）に規定する協力金の支給を受けていないこと。

(6) 緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程に規定する一時支援金又は月次支援金の給付を受けていないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法人 200,000円

(2) 個人 100,000円

2 支援金の給付は、1給付対象者当たり1回に限る。ただし、給付対象者の前企業等が既に支援金の給付を受けている場合には、当該給付対象者に支援金を給付しない。

3 支援金は、予算の範囲内において給付対象者に給付する。

(支援金の申請期間)

第5条 支援金の申請期間は、令和3年12月1日から令和4年2月28日までの間とする。

(支援金の給付の申請)

第6条 支援金の給付を申請しようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、前条の期間内に、守口市事業活動継続支援金申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が法人であるときは、申請書に法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入しなければならない。

(1) 第3条第1号に該当することを確認できる書類

(2) 売上の減少が確認できる書類

(3) 本人確認書類

(4) 口座情報が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の給付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の給付決定を行い、支援金を支払うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の給付が不相当と認めるときは、支援金の不給付決定を行い、守口市事業活動継続支援金不給付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(支援金の給付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の支援金の給付決定を行った中小企業等（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2) 申請の要件に該当しない事実が支援金の給付決定後に発覚したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金を既に給付決定者に給付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、支援金の給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援金の給付に関する調査等を実施することとし、申請者及び給付決定者はその調査等に応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

区分		対象となる売上額	比較する売上額
1	平成31年1月1日までに設立等をした市内事業者（次項から第5項までの左欄に掲げる市内事業者を除く。以下別表第2において同じ。）	対象月の売上額	比較月の売上額
2	平成31年1月2日から令和元年12月31日までに設立等をした市内事業者	対象月の売上額	対象月の前年の同月の売上額又は設立等の日の属する月の翌月から令和元年12月まで（設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和元年12月まで、設立等の日の属する月が令和元年12月である場合にあっては同月）の売上額の合計を当該月数で除して得た額
3	令和2年1月1日から同年12月31日までに設立等をした市内事業者	対象月の売上額	設立等の日の属する月の翌月から令和2年12月まで（設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和2年12月まで、設立等の日の属する月が令和2年12月である場合にあっては同月）の売上額の合計を当該月数で除して得た額
4	令和3年1月1日から同年3月31日までに設立等（合併等を除く。以下この項及び次項において同じ。）をした市内事業者	対象期間のうち、令和3年4月以後のいずれかの月の売上額	設立等の日の属する月の翌月から令和3年3月まで（設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和3年3月まで、設立等の日の属する月が令和3年3月である場合にあっては同月）の売上額の合計を当該月数で除して得た額
5	令和3年1月1日 前企業等が平成31年1月1日までに	対象期間のうち、合併等の日の属する月の翌月	前企業等の比較月の売上額

日から同年12月31日までに合併等を行った市内事業者	設立等を行った市内事業者	(合併等の日が月の初日である場合にあっては合併等の日の属する月、合併等の日の属する月が令和3年12月の場合にあつては同月)以後のいずれかの月の売上額	
	前企業等が平成31年1月2日から令和元年12月31日までに設立等を行った市内事業者		対象月の前年の同月の前企業等の売上額又は前企業等の設立等の日の属する月の翌月から令和元年12月まで(設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和元年12月まで、設立等の日の属する月が令和元年12月である場合にあっては同月)の前企業等の売上額の合計を当該月数で除して得た額
	前企業等が令和2年1月1日から同年12月31日までに設立等を行った市内事業者		前企業等の設立等の日の属する月の翌月から令和2年12月まで(設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和2年12月まで、設立等の日の属する月が令和2年12月である場合にあっては同月)の前企業等の売上額の合計を当該月数で除して得た額
	前企業等が令和3年1月1日から同年3月31日までに設立等を行った市内事業者		前企業等の設立等の日の属する月の翌月から令和3年3月まで(設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和3年3月まで、設立等の日の属する月が令和3年3月である場合にあっては同月)の前企業等の売上額の合計を当該月数で除して得た額

別表第2 (第3条関係)

区分	対象となる売上額	比較する売上額
1 平成31年1月1日までに設立等をした市内事業者	対象期間のうち、売上額が確定している月まで	比較期間の売上額の合計を12で除して得た額

		の売上額の合計を当該月数で除して得た額	
2	平成31年1月2日から令和元年12月31日までに設立等をした市内事業者	対象期間のうち、売上額が確定している月までの売上額の合計を当該月数で除して得た額	対象月の前年の1月から12月までの売上額の合計を12で除して得た額又は設立等の日の属する月の翌月から令和元年12月まで（設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和元年12月まで、設立等の日の属する月が令和元年12月である場合にあっては同月）の売上額の合計を当該月数で除して得た額
3	令和2年1月1日から同年12月31日までに設立等をした市内事業者	対象期間のうち、売上額が確定している月までの売上額の合計を当該月数で除して得た額	設立等の日の属する月の翌月から令和2年12月まで（設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和2年12月まで、設立等の日の属する月が令和2年12月である場合にあっては同月）の売上額の合計を当該月数で除して得た額
4	令和3年1月1日から同年3月31日までに設立等（合併等を除く。以下この項及び次項において同じ。）をした市内事業者	対象期間のうち、令和3年4月から売上額が確定している月までの売上額の合計を当該月数で除して得た額	設立等の日の属する月の翌月から令和3年3月まで（設立等の日が月の初日である場合にあっては設立等の日の属する月から令和3年3月まで、設立等の日の属する月が令和3年3月である場合にあっては同月）の売上額の合計を当該月数で除して得た額
5	令和3年1月1日から同年12月31日までに	対象期間のうち、合併等の日の属する月の翌月から売上額が確定している月まで（合併等の日が月の初日である場合	比較期間の前企業等の売上額の合計を12で除して得た額
	前企業等が平成31		対象月の前年の1月から12月までの前企業等の売上額の合

合併等を行った市内事業者	年1月2日から令和元年12月31日までに設立等をした市内事業者	にあつては合併等の日の属する月から売上額が確定している月まで、合併等の日の属する月が令和3年12月の場合にあつては同月)の売上	計を12で除して得た額又は前企業等の設立等の日の属する月の翌月から令和元年12月まで(設立等の日が月の初日である場合にあつては設立等の日の属する月から令和元年12月まで、設立等の日の属する月が令和元年12月である場合にあつては同月)の前企業等の売上額の合計を当該月数で除して得た額
	前企業等が令和2年1月1日から同年12月31日までに設立等をした市内事業者	額の合計を当該月数で除して得た額	前企業等の設立等の日の属する月の翌月から令和2年12月まで(設立等の日が月の初日である場合にあつては設立等の日の属する月から令和2年12月まで、設立等の日の属する月が令和2年12月である場合にあつては同月)の前企業等の売上額の合計を当該月数で除して得た額
	前企業等が令和3年1月1日から同年3月31日までに設立等をした市内事業者		前企業等の設立等の日の属する月の翌月から令和3年3月まで(設立等の日が月の初日である場合にあつては設立等の日の属する月から令和3年3月まで、設立等の日の属する月が令和3年3月である場合にあつては同月)の前企業等の売上額の合計を当該月数で除して得た額